

「平成31年度 総合評価落札方式の評価基準の見直しについて（工事）」の『主な質問と回答』

■説明会における主な質問と回答

1. 配置予定技術者の能力等の基準見直しについて

(質問1)床掘工はⅠ類の浚渫工に該当するか。

(回答1)床掘工については、Ⅱ類もしくはⅢ類に該当します。どちらが対象となるかについては、当該工事の本体工の設計がコンクリート構造物に起因するものか、鋼構造物に起因するものかに依存します。

2. その他基準関係の見直し事項について

(質問1)コリンズ登録番号のみの提出でよいとのことだが、当該実績工事の成績表については提出しなくてもよいのか。

(回答1)ご提出頂く実績案件の成績評定点が65点未満(競争参加資格なし)であるかの確認をする必要がありますので、成績評定点の添付は必要です。

(質問2)発注者にてコリンズ登録番号で検索して内容確認してもらった結果、実績無しと判断された場合、自動的に競争参加資格なしと判断されるのか。

(回答2)コリンズ登録番号を元に当局で出力した工事实績の内容を確認させて頂いた結果、コリンズの登録内容だけでは実績の有無が判別できない場合は、追加資料の提出を求めています。ただし、コリンズの登録内容において、明らかに実績が無いと判断される場合はその限りではありません。

(質問3)提出した工事实績等確認申請書の差し替えについては、技術資料等提出期限までであれば可能か。

(回答3)提出期限までであれば対応可能です。

(質問4)技術提案における質問を受け付けるとのことだが、どのような内容をいつ聞けばよいのか。

(回答4)技術提案内容に対する個別の評価結果についてはお答え出来ませんが、公告後の質問受付期間であれば、電子入札システムにより技術提案に対する質問を受け付けることが可能です。

※個別の工事に適用される評価項目等は、各工事の入札説明書を参照してください。